

日医発第 866 号(地域)  
令和 5 年 8 月 8 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の  
時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施  
状況の報告及び医療機関の把握について (周知)

今般、厚生労働省医政局医事課より、各都道府県等衛生主管部 (局) 宛に標記の事務連絡が  
発出されました。

電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに基づく診療の実施状況の報  
告及び実施医療機関の把握については、令和 2 年 4 月 10 日付「新型コロナウイルスの感染拡  
大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の  
報告について (依頼)」((地 43) (健 II 34) 令和 2 年 4 月 14 日付で本会より発出。以下「令和  
2 年事務連絡」と呼ぶ) にて、示されております。

この度、本年 7 月末をもって、令和 2 年事務連絡により認められた診療につき、「診療報酬  
上の特例」は終了すること、及び、令和 2 年「事務連絡そのもの」は、本年 8 月以降も継続し  
て有効であることを踏まえ、実施状況の報告及び実施医療機関の把握について改めてお示しす  
るものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下  
の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようよろしくお願  
い申し上げます。

## 記

### 1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和 2 年事務連絡に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する場合は、  
引き続き毎月都道府県に実績報告をすることとされています。なお、令和 2 年事務連  
絡ではなく、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、オンライン診療

を実施する場合は、報告は不要とされております。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の把握・報告について

令和 2 年事務連絡に基づき、初診からの電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の把握・報告は終了することとされています。

今後、診療報酬上の施設基準を届け出た医療機関の一覧の公表を検討することとされています。

事務連絡  
令和5年7月31日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告及び医療機関の把握について（周知）

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「令和2年4月10日付け事務連絡」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」（令和2年8月26日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡。以下「令和2年8月26日付け事務連絡」という。）において、電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱いについてお示しするとともに、同取扱いについて、原則として3か月ごとに検証を行うこととしていたところです。また、令和2年4月10日付け事務連絡に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療を受けられる医療機関の一覧を作成・公表することとしていたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、令和2年4月10日付け事務連絡に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療等に係る診療報酬上の特例については令和5年7月31日をもって終了する旨が示されたこと並びに保険適用外の診療においては令和2年4月10日付け事務連絡及び令和2年8月26日付け事務連絡に基づく時限的・特例的な取扱いは引き続き可能であることを踏まえ、今後、電話や情報通信機器を用いた診療に関する実施状況の報告及び実施医療機関の把握については、下記のとおり行うことといたしますので、貴管下の医療機関に周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について

令和2年4月10日付け事務連絡に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関においては、引き続き、別添1の様式を用いて所在地の都道府県に報告を行うこと。なお、報告すべき実施状況については、令和2年4月10日付け事務連絡1.（5）を参照すること。

なお、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守して実施するオンライン診療に関しては、上記報告の対象としていないため、この点に留意すること。

各都道府県においては、引き続き、管下の医療機関における毎月の実施状況をとりまとめ、Excel ファイルにより厚生労働省に報告を行うこと。

### 2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の把握・報告について

各都道府県は、令和2年4月10日付け事務連絡に基づいて特例的に認められている電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告することとしている。

今般、電話や情報通信機器を用いた診療等に係る診療報酬上の特例が令和5年7月31日をもって終了することに伴い、上記医療機関の把握及びその報告を終了することとし、当該医療機関の一覧の公表も終了することとする。

なお、今後は、上記一覧の公表に代えて、厚生労働省のホームページにおいて、情報通信機器を用いた診療に係る診療報酬上の施設基準を届け出た医療機関の一覧を公表することを予定している。